

関西広域連合議会について（事務局案）

1 広域連合議員の選出手続き

- ・ 構成団体の議会の選挙は、地方自治法第 118 条の規定の例による（規約第 9 条）
投票による選挙または、指名推選の方法
- ・ 構成団体議会への依頼（連合設立時に速やかに連合長名で依頼）→11、12 月府県議会で選挙

2 基本的な制度設計

(1) 組織（規約第 8、9 条）

- ・ 議員定数 20 人
- ・ 議員は、構成団体の議会において、各議会の議員から選挙
(大阪府 5 人、兵庫県 4 人、京都府 3 人、滋賀県・和歌山県・鳥取県・徳島県各 2 人)

(2) 会議の運営（定例会回数条例、会議規則等）

- ・ 本会議は、定例会 2 回（8 月、2 月）と臨時会
- ・ 常任委員会等は、設立当初の事務や議員定数等を踏まえ、設立当初からは、設置せず
- ・ 議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行う全員協議会（全議員で構成）を設置

(3) 議員の任期（規約第 10 条）

- ・ 構成団体の議会の議員としての任期による

(4) 議員報酬等（議員報酬及び費用弁償条例）

- ・ 年額で決定のうえ、在任月数に応じ一括支給
(年額：議長 36,000 円、副議長 30,000 円、議員 24,000 円)

3 広域連合議会の開催

(1) 設立当初の議会（臨時会）（平成 23 年 1 月中旬）

- ① 全員協議会（本会議に先立ち、前日の午後に開催し、議会運営等の調整を図る）
- ② 本会議
審議内容等（議長等選挙、議会会議規則等制定、条例等制定、専決処分承認、広域計画策定、監査委員選任同意等）

(2) 定例会（平成23年2月中、下旬）

- ① 全員協議会（本会議に先立ち、議会運営等の調整を図る）
- ② 本会議
審議内容等（平成23年度予算等）

(案)

関広総第 号
平成 22 年 12 月 4 日

各府県議会議長 様

関西広域連合長

関西広域連合議会議員の選出について（依頼）

初冬の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

関西広域連合の設立にあたっては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、関西広域連合では、平成 22 年 12 月 1 日に設立許可を受け、早急に広域連合としての組織を整備する必要があります。

つきましては、関西広域連合議会の設置に向けて、関西広域連合規約第 9 条の規定に基づき、貴府県議会から〇人の議員をご選出いただき、速やかにご報告賜りますようお願いいたします。

広域連合議会の基本的な制度設計について（事務局案）

1 趣旨

広域連合の議事機関（議決機関）として、地方自治法で定められた議決事件（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）の議決、選挙（議長、選挙管理委員会委員等）、検査、監査の請求、意見書の提出等、普通地方公共団体と同様の権限を有する広域連合議会を設置する。

2 組織・運営の概要

(1) 議員の選出方法……………＜規約第9条＞

構成団体の議会において、各議会の議員から選挙する。

地方自治法第118条の例による（投票による選挙又は、指名推選の方法）

(2) 議員定数及び各構成団体への配分

ア 基本的な考え方……………＜規約第8条＞

設立当初は簡素で効率的な必要最小限の体制とし、将来的に事務の拡充や参加団体の増加にあわせて増員を検討する。

イ 議員定数

20人

ウ 各構成団体への配分……………＜規約第9条＞

均等割と人口割の併用

均等割：構成団体に1人

人口割：人口250万未満の構成団体には1人

人口250万以上500万未満の構成団体には2人

人口500万以上750万未満の構成団体には3人

人口750万以上の構成団体には4人

府県名	人口 (H17国勢調査)	人口構成比(%)	議員数		
			均等割	人口割	計
滋賀県	1,380,361	6.6%	1	1	2
京都府	2,647,660	12.7%	1	2	3
大阪府	8,817,166	42.2%	1	4	5
兵庫県	5,590,601	26.8%	1	3	4
和歌山県	1,035,969	5.0%	1	1	2
鳥取県	607,012	2.9%	1	1	2
徳島県	809,950	3.9%	1	1	2
計	20,888,719	100.0%	7	13	20

3 会議の運営

具体的な運営については、概ね以下の方向で検討を行い、設立後、協議の上、広域連合長及び広域連合議会が決定する。

(1) 本会議（定例会）

ア 回数……………＜定例会の回数に関する条例＞

2回

イ 開催月

8月、2月（構成団体の議会における予算審議時期等を十分に配慮）

ウ 審議内容

区 分	内 容
設立当初	○ 議長、副議長の選挙、選挙管理委員会委員の選挙 ○ 広域連合議会会議規則等の制定 ○ 条例等の制定 ○ 広域連合長が行った専決処分の承認 ○ 広域計画の策定、○ 監査委員の選任の同意、等
8月	○ 監査、決算の認定 ○ 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選挙等
2月	○ 広域連合予算 ○ 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選挙等

エ 開催日数（会期）……………＜会議規則＞

毎会期の初めに議会の議決で決定（原則、1日）

議決により延長が可能

オ 会議時間……………＜会議規則＞

午後1時から午後5時まで

カ 議案質疑等、一般質問

・ 発言通告

質疑・質問、討論については、所定日までに、発言通告書を議長に提出する。

・ 質疑・質問時間

定例会の総質問・質疑時間を定めることとし、各議員に割り当てる。

キ 傍聴……………＜傍聴規則＞

傍聴席と報道関係者席を設ける。

府県職員・議会事務局職員の取扱についても検討

(2) 本会議（臨時会）

広域連合長が、必要があると認める場合や、広域連合議員の定数の4分の1以上の者から開催の請求があった場合等に開催する。

(3) 常任委員会等

設立当初の事務や議員定数等を踏まえ、設立当初は設置しない。

- (4) 全員協議会……………＜会議規則＞
 設立当初は、議会運営委員会は設置せず、全議員を構成員とする全員協議会を設置し、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行う。

(5) 議場

- 2月定例会は、広域連合長府県又は大阪市内の会議室等
 8月定例会は、各府県議会の会議室等の持ち回りを検討
 ＊ 広域連合議員に諮り、決定

(6) 理事者側の出席者

- 基本的には、広域連合長、副広域連合長、広域連合委員会委員（各知事）等
 ＊ 担当委員（知事）の出席ができない時は、分野を担当する局長等が代理出席

- 4 議員の任期等……………＜規約第10条＞
 構成団体の議会の議員としての任期による（構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。）。

- 5 議員報酬等……………＜議員報酬及び費用弁償に関する条例＞
 年額で決定のうえ、在任月数に応じ一括支給
 （年額：議長36,000円、副議長30,000円、議員24,000円）

（他の広域連合の議員の報酬額等）

	議 長	副議長	議 員
静岡地方税滞納整理機構	年額35,000円	年額30,000円	年額25,000円
隠岐広域連合	年額43,000円	年額38,000円	年額35,000円
京都地方税機構	年額30,000円	年額25,000円	年額20,000円
京都府後期高齢者医療広域連合	年額30,000円	年額25,000円	年額20,000円
鳥取県後期高齢者医療広域連合	年額30,000円	年額24,000円	年額21,000円

関西広域連合議会臨時会の開催（素案）について

1 日 時

平成 23 年 1 月中旬 午後 3 時間程度

2 場 所

大阪市内

3 出席者

広域連合議会議員 20 名

理事者側として、広域連合長、副広域連合長、広域連合委員会委員（各知事）等

[* 担当委員（知事）が出席できない時は、分野を担当する局長等が代理出席]

4 主な内容

(1) 選挙等

- ・議長及び副議長の選挙
- ・選挙管理委員会委員選挙

(2) 議員提出議案の審議

- ・連合議会会議規則等

(3) 広域連合長提出議案の審議等

- ・条例案審議
- ・条例専決処分承認
- ・平成 22 年度予算専決処分承認
- ・広域計画審議
- ・公平委員会事務委託審議
- ・指定金融機関専決処分承認
- ・監査委員選任同意

5 傍 聴

傍聴席と報道関係者席を設ける。

6 その他

本会議に先立ち、前日の午後に、全員協議会を開催し、議会運営に関する協議（説明）等を行う。

7 定例会

平成 23 年度予算を審議するため、2 月中、下旬に定例会を開催予定。